

# 社会福祉法人菊鉾会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第8条及び第22条の規定等に基づき、社会福祉法人菊鉾会（以下「当法人」という。）の役員及び評議員並びに各種委員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 各種委員とは、評議員選任・解任委員及び苦情処理第三者委員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等経費の実費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等)

第3条 当法人の報酬等は、支給しないものとする。

## (費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会、各種委員会に出席したときは、費用弁償を支払うことができる。

- 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、費用弁償を支払うことができる。
- 3 監事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、費用弁償を支払うことができる。
- 4 各種委員が、各種委員会以外の日において、当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、費用弁償を支払うことができる。

## (適用除外)

第5条 当法人及び施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

## 附 則

この規程は、平成29年12月 1日より適用する。

令和 3年 6月23日改正